

議案第77号

沼田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

沼田市道路占用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月3日提出

沼田市長 星 野 稔



沼田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

沼田市道路占用料徴収条例（昭和37年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料金表

	種別	金額	単位
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	480円	1本につき1年
	第2種電柱	730円	
	第3種電柱	990円	
	第1種電話柱	430円	
	第2種電話柱	680円	
	第3種電話柱	940円	
	その他の柱類	43円	
	共架電線その他上空に設ける線類	4円	長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3円	
	路上に設ける変圧器	420円	1個につき1年
	地下に設ける変圧器	260円	占用面積1平方メートルにつき1年
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	850円	1個につき1年
	郵便差出箱及び信書便差出箱	360円	
	広告塔	870円	表示面積1平方メートルにつき1年
その他のもの	850円	占用面積1平方メートルにつき	

					1年
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			18円	長さ1メートルにつき1年
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			26円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			38円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			51円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			77円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			100円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			180円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			260円	
	外径が1メートル以上のもの			510円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	3円	長さ1メートルにつき1年
			その他のもの	9円	
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		680円	1本につき1年	
	その他のもの	上空に設けるもの	430円	占用面積1平方メートルにつき1年	

		地下に設けるもの	260円	
		その他のもの	850円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			850円	占用面積1平方メートルにつき1年
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		430円	
	地下に設ける通路		260円	
	家屋出入口等の通路		170円	
	その他のもの		850円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		9円	占用面積1平方メートルにつき1日
	その他のもの		87円	占用面積1平方メートルにつき1月
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	87円	表示面積1平方メートルにつき1月
		その他のもの	870円	表示面積1平方メートルにつき1年
	標識		680円	1本につき1年
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	9円	1本につき1日

	に設けるもの		
	その他のもの	87円	1本につき1月
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	9円	その面積1平方メートルにつき1日
	その他のもの	87円	その面積1平方メートルにつき1月
アーチ	車道を横断するもの	870円	1基につき1月
	その他のもの	430円	
令第7条第2号に掲げる工作物		850円	占有面積1平方メートルにつき1年
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		87円	占有面積1平方メートルにつき1月
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		85円	
その他		その都度市長が定める額	その都度市長が定める単位

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。